

議案第 3 2 号

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等
に関する条例を廃止する条例の制定について

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関
する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等
に関する条例を廃止する条例

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関
する条例（平成18年佐倉市条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。